

# 特定非営利活動法人 地域生活支援ネットワークきらり 定款

## 第1章 総則

### 第1条(目的)

この法人は、誰もが主体的に生き生きと安心して生活できるよう、地域における生活支援体制を整備し地域福祉に寄与することを目的とする。

### 第2条(名称)

この法人は、特定非営利活動法人 地域生活支援ネットワークきらりと称する。

### 第3条(事業)

この法人は第1条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 第1号 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 第2号 社会教育の推進を図る活動
- (3) 第3号 まちづくりの推進を図る活動
- (4) 第8号 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 第11号 子どもの健全育成を図る活動

2. この法人は、第1条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域生活支援活動の推進・啓発事業
- (2) 児童福祉法に係る事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障害者福祉サービス
- (4) 別記に掲げる前各号の付随する事業

### 第4条(その他の事業)

この法人は事業活動の円滑な遂行に資するため、次に掲げるその他の事業を行うことができる。

- (1) 役務の提供
- (2) 物品の幹施および販売

### 第5条(事務所)

この法人は、事務所を旭川市に置く。

## 第2章 会員

### 第6条(会員の種類)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員           この法人の目的に賛同して加入した個人及び団体
- (2) 賛助会員       この法人の事業を賛助するために加入した個人及び団体

### **第7条(加入)**

この法人に、会員として加入しようとする者は、加入申込書に初年度の会費を添えて代表理事に申し込まなければならない。

2. 加入の承認は理事会が行う。

### **第8条(会費)**

会員は会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りではない。

2. 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

### **第9条(会員の喪失資格)**

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

### **第10条(脱退)**

この法人を、脱退しようとする者は、脱退届けを代表理事に提出することにより、任意に脱退することができる。

### **第11条(除名)**

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合は、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### **第12条(会費等の不返還)**

会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

## **第3章 役員等**

### **第13条(役員)**

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上12名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2. 理事のうち1名を代表理事とする。
3. 理事のうち専務理事1名常務理事2名以内をおくことができる。

#### **第14条(役員を選任)**

役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2. 代表理事及び専務理事、常務理事は、理事の互選により定める。

#### **第15条(役員職務)**

代表理事は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

2. 専務理事及び常務理事は、代表理事を補佐し、日常の業務を執行し、代表理事に事故あるとき、又は欠けたときは、席次の順に従いその職務を代行する。
3. 理事は、業務を執行する。
4. 監事は、特定非営利活動促進法第18条に定める職務を行う。

#### **第16条(役員任期)**

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
3. 補欠または増員による役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### **第17条(役員解任)**

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合は、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### **第18条(役員報酬)**

役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

#### **第19条(事務局)**

この法人に事務局を設ける。

2. 事務局に職員を置く場合、代表理事がこれを任命する。
3. 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## **第4章 会議**

## 第20条(種別)

この法人の会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

## 第21条(構成)

総会は正会員をもって構成する。

2. 理事会は理事をもって構成する。

## 第22条(権能)

総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2. 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 理事会として総会に付議する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第23条(開催)

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき。
- (2) 正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
- (3) 特定非営利活動促進法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

3. 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 理事の3分の1以上の者から、会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

## 第24条(招集)

会議は前条第2項第3号に定める場合を除き、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。

3. 会議を招集する場合は、正会員又は理事(以下「構成員」という)に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

## 第25条(議長)

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

## 第26条(定足数)

会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

## 第27条(議決)

会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### **第28条(書面表決等)**

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

### **第29条(議事録)**

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の総数

(3) 総会にあってはその会議に出席した構成員の数、理事会にあってはその氏名（書面による表決者及び表決の委任者を含む）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中から、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

## **第5章 資産及び会計**

### **第30条(資産の構成)**

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄附金品

(3) 財産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

### **第31条(資産の区分)**

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### **第32条(資産の管理)**

この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、代表理事がこれを管理する。

### **第33条(経費の支弁)**

この法人の経費は、資産を持って支弁する。

### **第34条(事業計画、予算及び収支決算)**

- この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
- この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度、代表理事が作成し総会の議決を経なければならない。
  - 収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

### **第35条(暫定予算)**

- 前条第2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、収支予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収入支出することができる。
- 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### **第36条(事業年度)**

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### **第37条(予備費の設定及び使用)**

- 予算超過又は予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 予備費を使用するときは理事会の決議を経なければならない。

### **第38条(予算の追加及び更正)**

予算決議後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

### **第39条(その他事業の会計)**

その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

## **第6章 解散及び定款の変更**

### **第40条(解散)**

- この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- 総会の議決
  - 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - 正会員の欠亡
  - 合併
  - 破産
  - 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
  - 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### **第41条(残余財産の帰属)**

この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)した時に残存する財産は、法第11条3項に掲

げる者のうち、社会福祉法人に譲渡するものとする。

#### 第42条(定款の変更)

この定款は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得、変更することができる。この場合、軽微な事項として特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

## 第7章 雑 則

#### 第43条(公告)

この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示すると共にインターネットホームページに掲載して行う。

#### 第44条(雑則)

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事	小野寺 建
理 事	松浦 武二
理 事	山崎 律子
理 事	小林 春人
理 事	瀬川 俊行
監 事	長田 和敏
監 事	井手上 一光

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、2006年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は第36条の規定にかかわらず、成立の日から2005年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の年会費及び賛助会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 年会費 1000円
  - (2) 賛助会費 1口 1000円

7. 第3条第2項第3号、並びに附則に係る定款の変更は、平成18年11月27日から施行する。
8. 第3条第2項第4号、並びに附則に係る定款の変更は、平成24年 9月14日から施行する。
8. 第3条第2項第2号、第3号、並びに附則に係る定款の変更は、平成25年 8月22日から施行する。

別記(第3条関係)

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、相談支援事業、放課後等デイサービス事業、児童発達支援事業、児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業、その他児童福祉法に係る事業

市町村地域生活支援事業—相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業  
移動支援事業、日中一時支援事業、その他の事業

都道府県地域生活支援事業—専門性の高い相談支援事業、広域的な支援事業、サービス・相談支援者、指導者育成事業、その他の事業